



# 日本農業新聞

持続的経営のために  
**節税**の近道  
⑫

近年、自宅や賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、補助金の交付を受けたり、発電の余剰部分を電力会社買い取り取ってもらったりする方が見られる。これらの新しい設備にかかわる税務上の取り扱いを説明する。

この設備を購入した際に受ける補助金は国庫補助金に該当するため、総収入金額には算入しないが、代わりに減価償却資産の取得価額から控除される。実は、これにより必要経費である減価償却費が少なくなるため、その分、補助金にかかる税金は払っていることになる。つ

## 太陽光発電設備の税務上の取り扱い

	不動産賃貸業用資産	家事(自宅)用資産
補助金の取り扱い	総収入金額不算入。取得価額から控除	
売電収入	総収入金額に算入	
所得の区分	不動産所得	雑所得
必要経費 (減価償却費 耐用年数17年)	全額計上	家事費と雑所得の 必要経費とに案分

## 太陽光発電・売電収入

## 税務上の扱い注意を

まり、補助金分を丸々得したと考えるのではなく、その一部については「課税の繰り延べ」が行われると解釈してほしい。

太陽光発電設備から発電された電気の余剰分について得た収入(売電収入)は、各種所得金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額となる。賃貸アパートに設置された太陽光発電設備にかかわる売電収入は、不動産所得にかかわる総収入金額に算入する。一方、家事(自宅)用資産に設置したものであれば雑所得にかかわる収入、不動産賃貸業用以外の店舗であれば事業所得にかかわる収入となる。

減価償却費をどこまで経費とできるかは、少し厄介な計算が必要。まず、事業用の資産に設置したものであれば、不動産所得または事業所得にかかわる必要経費として、その全額を計上することができる。一方、家事(自宅)用資産の場合、全額は計上せずに、発電量のうち売却した電力量の占める割合を案分して経費とする。

では、自宅兼店舗に太陽光発電設備が設置されている場合はどうなるのか。まず、発電量のうち売却した電力量の割合部分は事業所得の経費となる。さらに、売却した電力量「以外」の部分店舗と自宅の使用割合で案分した内、店舗部分のものも経費とできる。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)